

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成25年6月1日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく、医療機関への通院に要する移送費（以下「通院移送費」という。）に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消し及び生活保護開始時に遡っての通院移送費の支払いを求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりである。

処分庁は通院移送費について、厚生労働省の通知に反する運営をしている。

請求人は、処分庁の地区担当員に「通院移送費は保護費（生活費）から払ってもらっている」と虚偽の説明を受け錯誤に陥り、不当に通院移送費の申請を却下された。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりである。

1 請求人は、処分庁の地区担当員に「通院移送費は保護費（生活費）から払っ

てもらうことになっている」と虚偽の説明を受け錯誤に陥ったと主張するが、そのことは認められない。

平成24年8月から同年12月までの間、処分庁の地区担当員は、通院移送費支給の相談があった際に、請求人に対し、請求人は自宅から福祉事務所までの距離(約2.5km)を何度も自転車で移動していることから、それより近い請求人の自宅から通院先までの距離(約1.5km)は自転車で移動可能であるため、通院移送費は認められないだろうと伝えた。

2 平成25年1月8日請求人から左膝の痛みで自転車通院ができないとの電話があったため通院移送費が支給される可能性があるため申請を行うように説明した。

その後、申請書の提出はなかったが、平成25年5月20日に請求人が提出した通院証明書を申請書とみなし、通院移送費の給付可否意見書(以下「可否意見書」という。)に医師が記入した日付である平成25年3月11日以降の通院移送費を支給した。

3 平成25年1月8日に膝の痛みで自転車による通院が困難になるまでは、自転車による通院が可能であったため通院移送費を支給する必要性を認めない。

4 平成25年1月8日以降については通院移送費の支給可能性は認めるが、申請について説明したにもかかわらず、「原則として事前の申請(中略)が必要である」という事前申請の要件も、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったとき」という事後申請の要件も満たしていない。

5 以上のことから、本件処分は適法かつ妥当なものである。

第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりである。

1 平成24年7月26日

請求人は、単身世帯として保護を開始されたこと。

2 通院の事実

請求人は保護開始前から[]に通院していたこと。

保護開始後の通院日数は平成24年7月は2日、同年8月は6日、同年9月は3日、同年10月は6日、同年11月は7日、同年12月は4日、平成25年1月は4日、同年2月は3日、同年3月は3日、同年4月は15日、同年5月は13日であること。

そのうち、平成25年3月11日以降の通院移送費は支給済であること。

請求人宅から[]までの距離は約1.5キロメートルであること。

請求人宅から処分庁までの距離は約2.5キロメートルであること。

3 平成25年1月8日

請求人は左膝が痛み自転車では通院できないため、通院移送費が支給されないかと電話で問い合わせたこと。

これに対し処分庁は、通院移送費が支給される可能性があることを説明したこと。

4 平成25年1月16日

処分庁は請求人に電話し、通院移送費について[REDACTED]の主治医に相談するように指導したこと。

5 平成25年1月30日

処分庁は請求人宅を訪問し、同人は、まだ主治医に相談していないと述べたこと。

6 平成25年2月14日

処分庁が請求人に電話したところ、同人は通院移送費について主治医から必要であると言われたと述べたこと。

これに対し処分庁は、請求人に通院移送費の要否意見書を受け取りに来るように指導したこと。

7 平成25年3月7日

処分庁は請求人が来庁しないため、[REDACTED]に通院移送費の要否意見書を郵送したこと。

8 平成25年3月11日

処分庁は[REDACTED]から同日付けの要否意見書を受理したこと。

同意見書には同日以降の通院移送費の給付を要する旨、記載されていたこと。

9 平成25年3月21日

処分庁は囑託医から通院移送費の支給が必要との意見を得たこと。

10 平成25年4月2日

処分庁は請求人に平成25年3月11日以降の通院移送費を支給することを説明したこと。

これに対し、請求人は同年3月10日以前の通院移送費も支給するように求めたこと。

11 平成25年5月13日

処分庁は、県庁保護・援護課からの電話で、請求人が平成25年1月時点で通院移送費の申請を行っているとの誤解していることを知り、まずは通院移送費の申請をさせる必要があると判断したこと。

12 平成25年5月14日



平成25年3月10日以前の通院証明書を添付のうえ、申請書を提出するように指導したこと。

13 平成25年5月15日

処分庁は通院証明書の様式を請求人に郵送したこと。

その際、申請書も提出するように付箋で指示したこと。

14 平成25年5月20日

請求人は、処分庁に対し、平成24年7月から平成25年2月までの
に係る通院証明書を提出したこと。

その際、申請書の提出はなかったこと。

15 平成25年5月23日

処分庁は、通院証明書を申請書とみなし、平成24年7月から平成25年3月10日までの通院移送費の申請を却下したこと。(本件処分)

16 平成25年5月24日

処分庁は、上記15の本件処分に係る保護決定通知書を郵送したこと。

同通知書には決定した理由として「却下」と記載されていたこと。

17 平成25年6月1日

請求人は、審査庁に対し、本件審査請求を郵送により提起したこと。

第4 審査庁の判断

1 平成25年1月7日以前の通院移送費について

法は、医療扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、「左に掲げる事項の範囲内」の一つとして、「六 移送」をあげている。(法第15条)

また、医療扶助の移送費の支給基準は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)の「別表第4 医療扶助基準」に、「移送に必要な最小限度の額」と規定されている。

さらに、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)によると、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること」(第3の9(1))と定められており、当時の請求人は、通院先よりも遠い距離の処分庁まで、自転車で何度も移動できていることから、処分庁が自転車を合理的な交通手段とし、通院移送費は認められないと説明してきたことは違法とはいえない。

請求人は生活保護開始時に遡っての通院移送費の支払いを求めているが、局長通知第3の9(3)イ給付決定に関する審査の項目に「福祉事務所において

給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること」と定められており、平成25年1月7日以前の通院移送費に係る、処分庁の判断は妥当である。

2 平成25年1月8日以降の通院移送費について

請求人の膝の痛みから自転車による通院が困難であると訴えた平成25年1月8日以降の通院移送費については、請求人は申請の意思表示をしており、処分庁も自転車通院が困難であれば支給の可能性があると認めているにもかかわらず、事後の申請が遅れたことをもって却下している。

処分庁は、要否意見書の医師記載欄に平成25年3月11日以降の通院移送費が必要との記述があることをもって、その日以降の通院移送費を認めたと主張するが、同年1月8日に通院移送費の相談を受け支給の可能性を説明し、同年1月16日に主治医に相談するように指導し、同年2月14日に [REDACTED] から必要と言われたことを請求人から聞き取り、同年3月7日に [REDACTED] に要否意見書を送付している。

事前申請が原則であるならば、速やかに申請指導を行い、その上で平成25年1月時点で膝の病状を調査すべきではなかったかと思料する。

また、事後認定に当たっては要否意見書の医師記載欄の日付だけをもって判断するのではなく、自転車による通院が困難となった平成25年1月8日以降、平成25年3月10日までの通院移送費についても要否を慎重に検討すべきであったと判断する。

以上のような不適切な処分庁の対応を考慮すると、処分庁が請求人から事前申請がなかったこと、事後申請の要件を満たさないことを理由に、要否意見書の医師記載欄にある平成25年3月11日以降しか通院移送費を認めないとすることには合理性がないと言わざるを得ない。

第5 結論

以上のとおり、審理の結果、処分庁の行った本件処分は一部不適法であるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

